

中村学園大学(含む短期大学部)学生寮規程

昭和 58 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 中村学園大学(含む短期大学部)(以下「本学」という。)に学生寮(曙寮、城南寮)を設置する。

(目的)

第 2 条 本学学生寮は、自宅からの通学が困難な女子学生及び寮生活を希望する女子学生に宿舎を提供し、安全な協同の生活を通して、自治及び友愛の気風を育むことを目的とする。

第 2 章 運営

(管理運営)

第 3 条 本学学生寮の管理運営には本学が当たる。

(審議機関)

第 4 条 学生寮の管理運営に関する重要事項は、学生委員会で審議する。

(監督者)

第 5 条 学生寮に寮監長及び寮監を置く。

2 寮監長は、学生委員長がこれにあたる。

3 寮監長は寮生の生活指導及び寮全般の監督にあたる。

4 寮監は寮の管理全般と寮生の生活指導の補助にあたる。

第 6 条 学生寮には必要に応じ寮監補を置くことができる。

(運営業務)

第 7 条 学生寮の管理運営業務については、外部の業者に委託することができる。

2 学生寮の管理運営業務を外部の業者に委託する場合は、管理運営上の注意義務、秘密保持義務及び安全確保措置の義務について委託業者との間で契約を交わし、学生寮の管理運営の適正化に努めなければならない。

3 学生寮の管理運営業務を外部の業者に委託する場合は、寮監及び寮監補は委託業者の社員をもってあてることができる。

(寮生活)

第 8 条 寮生活については、別に細則を定める。

第 3 章 入退寮

(入寮)

第9条 寮生は、女子学生のみとする。

第10条 入寮希望者は、所定の入寮願を学生部に提出し、学長の許可を得なければならない。退寮する場合は、退寮願を寮監長に提出し、学生部を経て学長の許可を得なければならない。

(退寮)

第11条 寮生は、原則として年度末以外は途中で退寮してはならない。

2 寮生活において不相当と認めた場合は、退寮させることがある。

第4章 寮費

(寮費)

第12条 寮生は別に定める細則により寮費を納入しなければならない。

第13条 正当の理由なく3ヶ月以上寮費を納入しない者には、退寮を命ずることがある。その場合も未納の寮費はこれを納入しなければならない。

第5章 雑則

(弁償)

第14条 学生寮の施設又は備品等を破損紛失した場合は、その実費の弁償を命ずることがある。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。